

「後期高齢支援システム標準化検討会市区町村 WT」

第2回議事概要

日 時：令和4年2月14日（月） 13：30～16：30

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

那須 孝夫	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 係長
浅野 祐介	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主査
宮崎 綾	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
小貫 勇人	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
植原 麻衣	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主任
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長
山下 貴幸	西海市健康ほけん課 主事
西俣 英成	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主事

（オブザーバー）

丸尾 豊	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
清水 康充	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
伊藤 豪一	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
中江 遼太郎	厚生労働省保険局高齢者医療課 企画調整専門官
浅見 雅彦	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 機能・帳票要件（案）の修正点について
3. 帳票レイアウト、帳票詳細要件の確認について
4. 今後の依頼事項について

【意見交換（概要）】

（機能・帳票要件（案）の修正点について）

- （機能 ID1. 2. 15.）滞納情報の取込に関する機能要件のため、記載を修正する。
- （機能 ID1. 4. 7.）金融機関種別（ゆうちょ銀行とそれ以外）も管理するという認識で良いか。
⇒ご認識の通り。口座番号については原則、ゆうちょ銀行のものは銀行用振込用の口座番号を登録していただくことを想定しているが、ゆうちょ銀行のものであることを識別可能とするために金融機関種別を管理することとしている。
- （機能 ID3. 3. 1.）仮徴収額変更における 1/2 判定は、厚生労働省のホームページに掲載されている資料（介護・国保・後期高齢者保険料（税）の特別徴収）に“※ 仮徴収額変更の際は、1 / 2 判定は行いません。”と記載されていることから、実装不可に変更予定である。
⇒仮徴収額変更の際に 1/2 判定を行っている。外付けシステムでも実装不可か。
⇒標準準拠システムとしては実装不可となるが、外付けシステムに関してはその限りではない。
- （機能 ID3. 4. 4.）現在の運用では介護特別徴収依頼情報も取り込んでいる。制度間インタフェースのみの取込に変更となるか。
⇒介護特別徴収依頼情報の取込については要件として記載しないため、実装されない機能となる。現在ご利用いただいているシステムの前提として介護特別徴収依頼情報も取り込む方式となっていると想定するが、項目自体は制度間インタフェースの方が多く保持されていることから、システム処理上不足が発生することはない。今回の整理の結果、お使いのシステムの機能も制度間インタフェースのみを取込する方式に標準化に伴い変更されることになる。

（帳票レイアウト、帳票詳細要件の確認について）

- デジタル庁に専用帳票の規定および専用帳票利用時の印字位置調整について事前に確認した。専用帳票については必要な場合、様式として規定することを妨げるものではないことおよびプリンタの状態に応じた印字位置調整については「位置調整」であり、カスタマイズ扱いとはしない旨、回答を得ている。
なお、項目の順番や位置を変更する「配置変更」についてはカスタマイズ扱いとなる

方針である旨をあわせて連絡いただいている。

- (帳票 ID3.01.) A4 様式について、2つの案を作成した。文字サイズも踏まえて案1とすることを想定している。また、保険料額に変更がある場合、変更後の保険料額を上(先)に印字する方針とした。

⇒A3 様式は被保険者番号が先となっている。

⇒被保険者氏名が先に印字されるよう統一しているため、A3 様式についても同様に修正する。

- (帳票 ID3.03.) 先日のベンダ分科会での意見を踏まえて、帳票詳細要件に全期前納の場合の印字例を追記する予定である。

- (帳票 ID3.05.) 確認番号にはどのような番号が印字されるか。問合せの際に対象者を一意に特定できる番号があると対応しやすいと考えるが、被保険者番号等を印字する項目はあるか。

⇒確認番号はマルチペイメントの仕様に準じて出力する項目であるため、帳票詳細要件に補足等の記載ができるか確認する。また、現在の案には被保険者番号の印字箇所は無く、被保険者と間接的に紐づくのは納入通知書に印刷されている通知書番号となる。納付書様式は国保システムと合わせる方針で作成しているため、被保険者番号を項目追加できるか検討する。

- (帳票 ID4.02.) 納めすぎた金額欄の行数が想定される件数より多くなっているため、充当金額の内訳欄の行数を増やした方が良い。滞納がある場合は充当先が多くなることもあり、その方が実態に合っていると考える。

⇒いただいた意見を踏まえて、行数を検討する。

- (帳票 ID4.04.) 公金受取口座登録制度の運用開始にあたり、広域標準システムの帳票の様式変更とあわせて、本帳票についても同様の変更を行う予定である。

⇒帳票上、「記入日」となっている箇所は、「請求日」とした方が良いのではないかと。

また、押印は行わない想定か。自治体によっては会計事務規則上、押印が必要な場合があるため、請求者氏名箇所に押印欄を残していただきたい。

⇒「請求日」については、参考とした介護保険システムで「記入日」となっていたため、同じ項目名としていたが、国保システムにも確認し、項目名を変更できるか検討する。また、第1回検討会でご説明した通り、押印欄は設けない方針としている。なお、会計事務規則との整合性を保つため、「印」の字を出力されたい場合は、文言マスタの内容を出力する固定文言領域を活用して「印」を出力することは可能であるため、当該領域を活用していただきたい。

⇒当市では還付金の支払いを辞退する場合のチェックボックスを設けているが、固定文言領域で対応可能という認識で問題ないか。

⇒ご認識の通り。

⇒還付金の支払いを辞退された場合は、その年度で雑収入として取り扱うのか。

⇒当該還付については当年度ではなく、時効を迎えてから雑収入扱いとされると認識している。

⇒辞退された還付金は雑入等で歳入するなどの事務処理が考えられるが、還付金を辞退した場合の会計上の取り扱いについて念のため確認してほしい。自治体の皆様でご回答可能な場合、事務局あてにご連絡をお願いしたい。

○（帳票 ID4.05.）自治体によって、還付請求書を用いるか本帳票を用いるかは運用が異なるが、還付請求書をご利用の自治体が多いことから、業務フロー上には本帳票は記載していない。

○（帳票 ID4.07.）特別徴収分を通知しない場合は帳票レイアウトにはどのように印字されるか。

⇒現時点での帳票詳細要件では項目を出力しないという要件は無いため、特別徴収金額が発生する場合は金額が出力される。ご質問のケースについて、普通徴収列を左につめて印字するか、合計列のみの印字とするか等を検討する。

⇒本帳票は確定申告に用いるのか。その場合は、各制度で統一的に検討されるか。

⇒ご認識の通り。介護保険システムでも国保システムでも存在する帳票であり、国保システムの検討状況を確認し、運用に応じた出力ができるように設定するか検討する。

⇒滞納額については、これまで出力していない項目だが表示有無の選択は可能か。

⇒当該項目は自治体様から出力のご要望があり追加しているが、納期到来しているが支払いされていない（滞納となっている）金額については申告の対象とならないことからその金額を明確にするために出力していると認識している。

⇒外国籍の方が特定技能のビザで入国した際の提出書類に利用するために滞納額を印字しているのではないか。

⇒用途については再度ご要望の内容を確認する。また、該当項目名の変更や実装オプションへの変更等については、いただいた意見を含め国保側とも統一した仕様となるよう確認する。

⇒納付額合計は還付が発生した場合は相殺して計算される認識で良いか。また、還付未済の場合は、相殺されない認識で良いか。

⇒上記の編集となる認識である。要件をより明確にするために当該内容は帳票詳細要件に追記させていただく。

⇒還付加算金の取り扱いはどうなるか。

⇒還付加算金については計上対象とならない認識だが別途確認して回答する。

○窓あき宛名の位置・サイズについては、自治体内で統一できるよう住民記録システムで提示されている仕様に準拠する形としている。なお、広域標準システムの窓あき宛名と今回規定するサイズは微妙に異なっている。極端な差ではないが、取り扱いについては注意が必要である。

⇒仕様を統一することが重要であり、最終的に国から方針が出れば合わせるべき部分であるとする。

- 第1回 WT にて議題にあがった葬祭費の支給に関する広域連合への確認ができていれば結果を教えてください。

⇒検討状況をオフィシャルな資料として提示するために分科会の資料が Web に掲載された後で広域連合に確認を行う予定である。結果について、別途ご報告する。

(今後の依頼事項について)

- 本日もご意見いただいた部分については、2/21 を目途に事務局にて修正し、再度展開する。事前に送付した標準仕様書本紙と業務フローについては2/22 までに、その他資料についてご意見があれば、2/28 までに頂きたい。

(参考資料)

厚生労働省ホームページ

「介護保険、国保健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の特別徴収関係資料（確定版）について」－「介護・国保・後期高齢者保険料（税）の特別徴収」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/pdf/05-1d.pdf>